

## 「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託に係る 企画提案募集要項

### 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（公募用）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで（予定）
- (4) 見積限度額 12,518,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
令和6年度予算が、令和6年2月定例県議会で可決された場合。
- (5) 実施方法 企画提案を募り、選定を経て1団体を決定し、千葉県の委託事業として実施する。

### 2 応募資格

以下の要件を全て満たす団体又は法人であること（個人は不可）。

- (1) 千葉県内又は近隣都県に事務所があり、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 選定委員会の開催日に、千葉県総務部管財課が作成する「物品等入札参加業者適格者名簿（委託）」に登載されていること。
- (7) 募集開始の日から本件業務の決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (8) 募集開始の日から本件業務決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他組織でないこと。

### 3 応募期限及び方法等

- (1) 応募期限 令和6年2月15日（木）午後5時（必着）
- (2) 応募方法 持参、郵送又は電子メール
  - ア 持込みの場合は、平日午前9時から午後5時までに来庁すること。
  - イ 郵送の場合は、電話で一報の上、特定記録など記録が残る方法をとること。
  - ウ 電子メールで応募する場合は以下に留意すること。
    - (ア) メールの件名は「「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託に係る企画提案について」とし、本文中に企業（団体）名及び連絡先を記載すること。

- (イ) ファイルサイズが7MBを超える場合は県側が受信できないため、複数回に分けて送信すること。(その旨をメール本文に付記すること)
- (ウ) 4 (2) 提出書類がア～カの順になるようファイル名の先頭に01～06を付すこと。
- (エ) 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpg とすること。
- (オ) 特殊なフォントや機種依存文字を使用しないこと。
- (カ) 送信後、電話により電子メールの到達確認を行うこと。
- (3) 提出書類 「4 提出書類作成上の注意」に沿って作成すること。
- (4) 提出先 「10 問合せ・応募書類等提出先」のとおり

#### 4 提出書類作成上の注意

- (1) 提出部数 持参又は郵送の場合は10部(正本1部、副本9部)
  - (2) 提出書類
    - ア 様式1 応募申込書
    - イ 様式2 団体概要
    - ウ 様式3 企画提案書
    - エ 様式4 実施体制
    - オ 様式5 経費見積書
    - カ その他 提案に必要な添付書類
- ※書類は全てA4サイズに統一し、上記ア～カの順に並べてホチキス等で綴じること。
- (3) 留意事項
    - ア 本業務で満たすべき仕様は別に定める仕様書(公募用)に掲げるものとする。
    - イ 提案内容は、採用された場合に受託者が責任をもって実現できるものであることを条件とする。

#### 5 質問の受付

本募集要項に関する質問は、質問書(様式6)を用い、電子メール又はFAXにて受け付ける。送信後、電話により電子メール又はFAXの到達確認を行うこと。ただし、応募状況や選定委員名等に関する事項等、公正な審査選定を妨げる内容は受け付けない。

- (1) 受付期限 令和6年2月6日(火)午後5時まで
- (2) 回答方法 質問を受理した日から原則7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に県担当者が直接質問者に対し電話等で行うほか、質問内容及び回答を県ホームページに掲載する。

#### 6 審査・選定

- (1) 審査方法
  - 提出書類による審査とし、選定委員会において最も優れた企画提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) 審査基準
  - 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価する。
    - ア 企画提案内容
      - (ア) 事業の目的や仕様書の内容を理解した提案となっているか。

- (イ) 市町村との連携を促進するための調整・働きかけは効果的かつ効率的か。
- (ウ) 市町村からの問い合わせ、相談に対し、確実に対応できるか。
- (エ) 協賛店獲得のため事業者の働きかけは効果的かつ効率的か。
- (オ) 協賛店獲得のための働きかけは地域性や業種・業態バランスが取れているか。
- (カ) 利用者の目線に立ち、使いやすいシステムとなっているか。
- (キ) セキュリティ対策及び安全対策が考慮されているか。
- (ク) 事業PRは効果的かつ効率的か。
- (ケ) 独自提案を実施する場合、その内容は本業務の目的達成のため効果的な取組となっているか。

#### イ 業務遂行能力・実績

- (ア) 業務を確実に遂行するだけの十分な体制があるか。
- (イ) 類似の業務の実績は豊富か。また、評価できる内容か。

#### ウ 経費の合理性

見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。

### (3) 選定委員会の開催

令和6年3月11日（月）に、書面開催予定。

書面開催に当たって、事前に書面にて質疑応答を行う。詳細は応募者に別途通知する。

### (4) 選定結果

- ア 選定結果は、応募者全員に書面にて通知する。また、最優秀提案者（委託先候補者）については、選定委員会終了後に担当者から電話で連絡する。
- イ 選定結果の問い合わせについては一切対応しない。
- ウ 選定結果は県の情報公開の観点から県ホームページに掲載する。

## 7 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、応募は無効とする。

- (1) 「2 応募資格」のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至ったとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (7) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (8) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (9) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (10) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱や判読しがたい数字、予定価格を超えた数字が記載されているとき、又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (11) 選定委員会に欠席したとき。
- (12) 上に掲げるものの他、提出書類等で、重大な不備等が発覚し、県が無効であると判断したとき。

## 8 契約

選定委員会において選定した委託先候補者に対し、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

(1) 契約期間 上記1の委託期間に同じ

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、契約書を作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。

ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。

(別添仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、県が作成する。)

エ 契約に当たっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金(契約金額の百分の十以上)を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

オ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の上限は、見積限度額と同額である。

イ 委託料の支払時期については、受託者決定後協議の上、決定する。

## 9 その他の留意事項

(1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。

(4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。

(5) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。

(6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 本要項に定めるもののほか、企画提案に必要な事項は、県が定める。

## 10 問合せ・応募書類等提出先

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 健康ちば推進班

「元気ちば!健康チャレンジ事業」担当宛

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1(本庁舎11階)

電話:043-223-2661 FAX:043-225-0322

E-mail:kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp